

平成29年9月13日

(一社) 日本養鶏協会

「名義人変更届」及び「経営譲渡合意書」の取り扱いについて

鶏卵生産者経営安定対策事業に係る「名義人変更届」及び「経営譲渡合意書」の提出については、今後下記のとおり取り扱います。

なお、主な変更点は2の(2)です。

記

1 「名義人変更届」

- (1) 社名を変更した場合
- (2) 法人の代表者が変更となった場合
- (3) 有限会社が同一の法人格としての株式会社となった場合

2 「経営譲渡合意書」

- (1) 親から子へ、又は孫等へ事業を承継する場合
- (2) 個人経営から法人経営に変更する場合
従前は、個人経営が法人経営に変更となった場合には、「名義人変更届」の提出をお願いしていたところですが、個人と法人では人格が異なるため、今後は「経営譲渡合意書」の提出をお願いいたします。
- (3) 法人又は個人から他の法人又は個人へ経営を譲渡する場合

(注1) 上記以外のものその他ご不明の点がございましたら、事前にお問い合わせ願います。

(注2) 「名義人変更届」及び「経営譲渡合意書」に添付する「履歴事項全部証明書」及び「印鑑証明書」は原本の提出をお願いいたします。

以上